

平成24年9月27日(木曜日) 第 2424 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

○道路の供用の開始(3件)(道路保全課)	4
○土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・(″)	5
○都市計画事業の変更の認可(都市計画課)	5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定(建築住宅課)	5
○庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競	
争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正	
する告示・・・・・(営繕課)	5
公告	
○財団法人都道府県会館平成23年度経営状況の通	
知·····(総務課)	6
○大規模小売店舗の変更に関する届出・・・・・・・・・・(商業支援課)	7
○土地改良区の役員の就退任の届出・・・・・・・・・・(農村整備課)	8
○土地改良区の役員の退任の届出(″)	9

○県営土地改良事業計画の策定………(

告示

宮崎県告示第 641号

宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)第24条の2第 1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人 の指定(平成23年宮崎県告示第792号)は、廃止する。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公益財団法人宮崎県立芸術劇場

公益財団法人宮崎県国際交流協会

財団法人宮崎県腎臓バンク

社団法人宮崎県林業公社

財団法人宮崎県環境整備公社

財団法人宮崎県機械技術振興協会

財団法人宮崎県産業支援財団

公益社団法人宮崎県農業振興公社

財団法人宮崎県内水面振興センター

公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

公益財団法人宮崎県暴力追放センター

宮崎県告示第 642号

宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第50条第 1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人 の指定(平成23年宮崎県告示第 793号)は、廃止する。 平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

) 9

宮崎県住宅供給公社

宮崎県道路公社

公益財団法人宮崎県立芸術劇場

公益財団法人宮崎県国際交流協会

財団法人宮崎県腎臓バンク

社団法人宮崎県林業公社

財団法人宮崎県環境整備公社

財団法人宮崎県機械技術振興協会

財団法人宮崎県産業支援財団

公益社団法人宮崎県農業振興公社

財団法人宮崎県内水面振興センター

公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

公益財団法人宮崎県建設技術推進機構

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

公益財団法人宮崎県暴力追放センター

宮崎県告示第 643号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
小林市立病院	小林市立病院		235番地 3	

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年9月24日から平成27年9月23日まで

宮崎県告示第 644号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指定居宅	サービス と 所	指 定 居 宅 事	サービス 養 者	指定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4562090060	訪問看護ステーション るぴなす	宮崎県児湯郡新富 町富田東一丁目54 番地	株式会社ケアサー ビスきむら	宮崎県児湯郡新富 町富田東一丁目54 番地	平成24年7月1日	訪問看護
4570202632	デイサービスリオ ン安久事業所	宮崎県都城市安久 町4657番地 4	株式会社DRF	宮崎県都城市安久 町4657番地 4	平成24年7月1日	通所介護
4570401028	社会福祉法人慶明 会日南慶明会ヘル パーステーション	宮崎県日南市飫肥 六丁目6番62号	社会福祉法人慶明 会	宮崎県東諸県郡国 富町岩知野字明久 357番地	平成24年7月1日	訪問介護

宮崎県告示第 645号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指 定 居 宅	介 護 支 援	*- /- /	介 護 支 援 業 者	指定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4572001289	居宅介護支援事業 所 るぴなす	宮崎県児湯郡新富 町富田東一丁目54 番地	株式会社ケアサー ビスきむら	宮崎県児湯郡新富 町富田東一丁目54 番地	平成24年7月1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 646号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指定介護予防サービス事業所		10 /- // 101 1 /- // 101		H.C. J 1/J	指 定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
4562090060	訪問看護ステーション るぴなす	宮崎県児湯郡新富 町富田東一丁目54 番地	株式会社ケアサー ビスきむら	宮崎県児湯郡新富 町富田東一丁目54 番地	平成24年7月1日	介護予防訪問看護	
4570202632	デイサービスリオ ン安久事業所	宮崎県都城市安久 町4657番地 4	株式会社DRF	宮崎県都城市安久 町4657番地 4	平成24年7月1日	介護予防通所介 護	
4570401028	社会福祉法人慶明 会日南慶明会ヘル パーステーション	宮崎県日南市飫肥 六丁目6番62号	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国 富町岩知野字明久 357番地	平成24年7月1日	介護予防訪問介 護	

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定 居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

宮崎県告示第 647号

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業		サービス 業 所		サービス 業 者	廃止	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570600579	デイサービスセン ターほそしま	宮崎県日向市日知 屋古田町11-1	有限会社共栄調剤 薬局	宮崎県延岡市柳沢 町2丁目3番地2	平成24年7月2日	通所介護
4562090045	訪問看護ステーション 安心夢	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋4282番地 3	株式会社ライフサ ポート絆	宮崎県宮崎市島之 内9686番地10号	平成24年7月16日	訪問看護

宮崎県告示第 648号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保	指定居宅事	介 護 支 援 業 所		介 護 支 援 業 者	廃止	サービスの
険 事 業 所 番 号	名 称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種 類
4570201527	ケアプランサービ ス峰寿	宮崎県都城市梅北 町 11829番地	医療法人社団邦楽 会河村医院	宮崎県都城市梅北 町 11829番地	平成24年7月17日	居宅介護支援
4570201550	なごみ苑	宮崎県都城市上長 飯町65-11	有限会社なごみ苑	宮崎県都城市上長 飯町7号12番地2	平成24年7月31日	居宅介護支援

宮崎県告示第 649号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指 定 介 サービ	護 予 防 事 業 所	指 定 介 サービ	護 予 防 、事 業 者	廃止	サービスの
所番号	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570600579	デイサービスセン ターほそしま	宮崎県日向市日知 屋古田町11-1	有限会社共栄調剤 薬局	宮崎県延岡市柳沢 町2丁目3番地2	平成24年7月2日	介護予防通所介 護
4562090045	訪問看護ステーション 安心夢	宮崎県児湯郡高鍋 町北高鍋4282番地 3	株式会社ライフサ ポート絆	宮崎県宮崎市島之 内9686番地10号	平成24年7月16日	介護予防訪問看 護
4570400400	訪問介護やすらぎ	宮崎県日南市東弁 分乙2153	有限会社県南介護 サービス	宮崎県日南市上平 野町一丁目11番8	平成24年7月31日	介護予防訪問介 護

宮崎県告示第 650号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年9月27日から平成24年10月11日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路種	の類	路線名	区	間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道		上祝子 綱の瀬 線	延岡市3町下鹿月	川字	Ш	6.2 ~ 13.9	152. 1
			形下	週1年 32地先が		新	9.8 ~	152. 1

同市同町下 鹿川同字申 1番12地先 まで

宮崎県告示第 651号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年9月27日から平成24年10月11日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
352	県道	野首麓線	宮崎市大字 糸原字下向 2591番 1 地 先から同市 同大字同字 2588番 1 地 先まで	新	7.4 ~ 14.6 14.4~ 14.6	10. 0
			宮崎市大字 糸原字前向 2566番地先 から同市同 大字同字25 73番1地先 まで	新	11. 1~ 13. 5 12. 7~ 13. 5	29. 1

宮崎県告示第 652号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年9月27日から平成24年10月11日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市中川 原町四丁目 5231番1地 先から同市 同町三丁目 5058番7地 先まで	平成24年 9 月27日

宮崎県告示第 653号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年9月27日から平成24年10月11日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	政伯々	区間	# 田間 が つ 押口
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
214	県道	上祝子	延岡市北方	平成24年10月 5 日
		綱の瀬	町下鹿川字	
		線	滝下申1番	
			32地先から	
			同市同町下	
			鹿川同字申	
			1番12地先	
			まで	

宮崎県告示第 654号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年9月27日から平成24年10月11日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
352	県道	野首麓線	宮崎市大字 糸原字下向 2593番地先 から同市同 大字字前向 2573番1地 先まで	平成24年9月30日

宮崎県告示第 655号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす る

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
延岡市	古川第1	I - 1 - 1514	急傾斜地の崩壊

平成 24 年 9 月 27 日 (木曜日) 第 2424 号

古川第 3	I - 1 - 1516	急傾斜地の崩壊		
古川第 4	I - 1 - 3585	急傾斜地の崩壊		
古川第5	I - 1 - 3586	急傾斜地の崩壊		
古川第6	I - 1 - 3587	急傾斜地の崩壊		
古川第 9	II - 1 - 7432	急傾斜地の崩壊		
古川第12	II - 1 - 7598	急傾斜地の崩壊		
古川小谷川	10 - 203 - 2 - 050	土 石 流		
古川谷川	10 - 203 - 1 - 081	土 石 流		
古川谷沢	10- 203-1- 082	土 石 流		
落水谷川	10 - 203 - 1 - 083	土 石 流		
カシ谷川	10- 203-1- 084	土 石 流		

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 656号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地区名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の箇所(渓流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
古川第1	I - 1 - 1514	急傾斜地の崩壊
古川第3	I - 1 - 1516	急傾斜地の崩壊
古川第 4	I - 1 - 3585	急傾斜地の崩壊
古川第5	I - 1 - 3586	急傾斜地の崩壊
古川第6	I - 1 - 3587	急傾斜地の崩壊
古川第 9	II - 1 - 7432	急傾斜地の崩壊
	古川第 1 古川第 3 古川第 4 古川第 5 古川第 6	地区名 警戒区域の箇所(渓流)番号 古川第1 I-1-1514 古川第3 I-1-1516 古川第4 I-1-3585 古川第5 I-1-3586 古川第6 I-1-3587

古川第12	II - 1 - 7598	急傾斜地の崩壊		
古川小谷川	10 - 203 - 2 - 050	土	石	流
古川谷川	10- 203-1- 081	土	石	流
古川谷沢	10- 203-1- 082	土	石	流
落水谷川	10- 203-1- 083	土	石	流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 657号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により、平成23年宮崎県告示第 927号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 施行者の名称

宮崎市

- 2 都市計画事業の種類及び名称宮崎広域都市計画下水道事業 宮崎公共下水道
- 3 事業施行期間

自 昭和42年8月22日

至 平成28年3月31日

4 事業地

収用の部分

平成23年宮崎県告示第 927号の事業地に宮崎市清武町木原字小山尻の一部を加える。

使用の部分

変更なし

宮崎県告示第 658号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者 氏 名	位	置		の概要 - トル) 延長	指 定 年月日
(西都) 24-1	西都農業 協同組合 代表理事 組合長壹 岐定憲	西都市大 下鶴1906 地の一部	番4の土	4. 03	19. 11	平成24 年9月 7日

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。 平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 659号

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成6年宮崎県告示第1058号の3)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

地工治	お工体
改正前	改正後
(入札参加資格の審査及び登録)	(入札参加資格の審査及び登録)
第 5 条 [略]	第 5 条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
	5 知事は、第2項の規定により登録した者について次に掲げる事
	<u>項を記載した名簿を県民情報センターに備え置くとともに、イン</u>
	ターネットを利用して公表することにより、一般の閲覧に供する
	<u>ものとする。</u>
	(1) 法人にあっては、その商号又は名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号
	(2) 個人にあっては、氏名、商号等、主たる事務所の所在地及
	び電話番号
(指名基準)	(指名基準)
第10条 指名競争入札に参加する設備維持管理業務を行う業者を指	第10条 指名競争入札に参加する設備維持管理業務を行う業者を指
名する場合の基準は、次のとおりとする。	名する場合の基準は、次のとおりとする。
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]
(4) 有資格業者、地理的条件、技術的適性、経営及び信用の状	(4) 当該業務に必要な資格の有無、地理的条件、技術的適性、
況、不誠実な行為の有無、過去の履行実績、第5条第1項によ	経営及び信用の状況、不誠実な行為の有無、過去の履行実績、
る審査の結果 <u>及び</u> 受注状況を総合勘案し、指名するものとする	第 5 条第 1 項 <u>の規定</u> による審査の結果 <u>並びに</u> 受注状況を総合勘
0	案し、指名するものとする。
(5) [略]	(5) [略]
別記	別記
様式第7号(第7条関係)	様式第7号(第7条関係)
[晒各]	[暗各]
(注) 1~3 [略]	(注) 1 ~ 3 [略]
	4 氏名(法人にあっては、代表者氏名)に変更があった
	場合には、変更後の役員等の一覧表(別記様式第5号の
	3)を作成の上、添付すること。
<u>4</u> [略]	<u>5</u> [略]
様式第8号(第7条の2関係)	様式第8号(第7条の2関係)
[略]	[略]
(添付書類)	(添付書類)
1~12 [略]	1~12 [略]
	13 役員等の一覧表(別記様式第 5 号の 3)
	14 特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第5号の4)
<u>13</u> [略]	<u>15</u> [略]
[昭各]	[昭]
7/4 81	

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規 定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等 に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 263条の 2 第 2 項の規定により、財団法人都道府県会館から平成23年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第 3 項の規定により公表する。

	号	平成 24 年 9 月 27 日	(
平成24年9月27日		2 機械損害共済事業	
	事 河 野 俊 嗣	(1) 事業実績	
1 災害共済事業		加入団体数	25都道府県1市
(1) 事業実績		加入件数	324件
加入団体数	47団体	共済責任額	289, 911, 059千円
加入件数	404,670件	共済基金分担金額	350, 179, 410円
共済責任額	3, 327, 933, 424千円	被災件数	6件
共済基金分担金	472, 385, 397円	災害共済金額	48, 162, 217円
災害共済金被災件数	654件	(2) 貸借対照表	(単位:円)
災害共済金	191, 101, 850円	アー資産の部	
災害見舞金被災件数	290件	(ア) 流動資産	
災害見舞金	78, 754, 088円	現金預金	627, 538, 616
(2) 貸借対照表	(単位:円)	未収収益	10, 692, 732
ア 資産の部		流動資産合計	638, 231, 348
(ア) 流動資産		(イ) 固定資産	
現金預金	842, 188, 628	a 特定資産	
未収分担金	262, 306	退職給付引当資産	9, 292, 900
未収金	12, 357	減価償却引当資産	72, 240, 000
未収収益	33, 975, 231	共済備金積立資産	7, 372, 720, 000
他会計貸	785, 440	特定資産合計	7, 454, 252, 900
流動資産合計	877, 223, 962	b その他固定資産	210 215
(イ) 固定資産		什器備品	610, 017
a 特定資産		その他固定資産合計	610, 017
退職給付引当資産	5, 989, 362	固定資産合計	7, 454, 862, 917
減価償却引当資産	191, 792, 888	資産合計	8, 093, 094, 265
共済備金積立資産	19, 727, 769, 391	イー負債の部	
地方自治振興基金積立資産	0	(ア) 流動負債	10 750 050
特定資産合計	19, 925, 551, 641	未払金	19, 753, 350
b その他固定資産 土地	632, 109, 666	賞与引当金 他会計借	466, 000
建物		流動負債合計	440 20, 219, 790
) 注初	34, 447, 714 6, 102, 216	(イ) 固定負債	20, 219, 790
什器備品	1, 469, 405	退職給付引当金	9, 292, 900
その他固定資産合計	674, 129, 001	共済備金引当金	7, 372, 720, 000
固定資産合計	20, 599, 680, 642		7, 382, 012, 900
資産合計	21, 476, 904, 604	負債合計	7, 402, 232, 690
イ 負債の部	21, 110, 001, 001	ウ 正味財産の部	1, 402, 202, 030
(ア) 流動負債		(ア) 指定正味財産	0
未払金	27, 317, 534	指定正味財産合計	0
賞与引当金	2, 342, 000	(4) 一般正味財産	690, 861, 575
他会計借	0	一般正味財産合計	690, 861, 575
流動負債合計	29, 659, 534	正味財産合計	690, 861, 575
(4) 固定負債	·, · ·, -	負債及び正味財産合計	8, 093, 094, 265
退職給付引当金	5, 989, 362		
共済備金引当金	19, 727, 769, 391	大規模小売店舗立地法(平成10年法律	t第91号)附則第 5 条第 1 項
固定負債合計	19, 733, 758, 753	の規定により、大規模小売店舗の変更の	届出があったので、届出書
負債合計	19, 763, 418, 287	その他関係書類を次のとおり縦覧に供す	
ウ 正味財産の部		なお、当該大規模小売店舗を設置する	-
(ア) 指定正味財産	0	環境の保持のため配慮すべき事項につい	
指定正味財産合計	0	から4月以内に宮崎県知事に意見書を損	
(イ) 一般正味財産	1, 713, 486, 317	平成24年 9 月27日	- -
一般正味財産合計	1, 713, 486, 317		所 原知事 河 野 俊 嗣
正味財産合計	1, 713, 486, 317	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
負債及び正味財産合計	21, 476, 904, 604	ホームワイド高千穂店	
	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 403-2

- 2 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,228 m²

(変更後) 3,307㎡

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物南側

67台

(変更後) 建物南側

90台

② 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)建物南東側 24.0㎡

(変更後) 建物東側

48.0 m²

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物南東側 13.20m

(変更後) 建物東側

18. 00 m³

3 変更する年月日

平成25年5月6日

- 4 上記2の変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 10台

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時30分~午後 9 時30分
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

敷地南側

1箇所(出入口1箇所)

- ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時~午後10時
- 5 届出年月日

平成24年9月5日

- 6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年9月27日から平成25年1月28日まで

- 7 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成24年9月27日から平成25年1月28日まで

8 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、昭和土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	山		長	徳	えびの市大字栗下80番地 1
理	事	伊多		國	光	えびの市大字栗下1617番地 2
理	事	山	下	_	男	えびの市大字小田1104番地
理	事	丸	尾	高	水	えびの市大字小田 672番地
理	事	井川	川原		修	えびの市大字末永 333番地
理	事	星	指	順	_	えびの市大字池島 583番地
理	事	有	村	静	夫	えびの市大字栗下 421番地 2
理	事	今	藤	堅-	一郎	えびの市大字栗下37番地 3
監	事	塩	Ш	玉	興	えびの市大字栗下1586番地
監	事	加士	世田	純	徳	えびの市大字小田 674番地 2
監	事	藏	本	幸	_	えびの市大字栗下 867番地 1
監	事	木	原	保	則	えびの市大字池島 369番地

(任期:平成28年8月21日まで)

2 退任した役員

役名		氏		名		住 所
理	事	山		長	徳	えびの市大字栗下80番地 1
理	事	伊多		國	光	えびの市大字栗下1617番地 2
理	事	山	下	_	男	えびの市大字小田1104番地
理	事	丸	尾	高	水	えびの市大字小田 672番地
理	事	谷		信	男	えびの市大字末永 375番地

理	事	星	指	順	_	えびの市大字池島 583番地
理	事	有	村	静	夫	えびの市大字栗下 421番地 2
理	事	今	藤	堅-	一郎	えびの市大字栗下37番地 3
監	事	塩	Ш	国	興	えびの市大字栗下1586番地
監	事	加士	世田	純	徳	えびの市大字小田 674番地 2
監	事	藏	本	幸	_	えびの市大字栗下 867番地 1
監	事	井川	川原		修	えびの市大字末永 333番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、沖水川筋土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏	名	住 所	
理事長	八ヶ代	富貴男	都城市郡元4丁目4番地16	

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により、上北松ヶ迫地区県営土地改良事業(宮崎市、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
 - 策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成24年9月27日から平成24年10月26日まで

- 3 縦覧場所
 - 宮崎市役所農政部農村整備課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算 して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることがで きる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成 24 年 9 月 27 日 (木曜日) 第 2424 号	宮崎	県	公	報